

平成 25 年度のダイオキシン類調査結果

■ 一般環境中のダイオキシン類測定結果

福岡市環境局環境保全課では、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、一般環境中のダイオキシン類を測定しています。平成 25 年度は、全ての項目において環境基準を満足していました。

1 大気（市内 7 地点）（環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下）

（単位：pg-TEQ/m³）

東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻
0.013	0.015	0.017	0.013	0.013	0.016 ^注	0.013

※年 2 回測定 of 平均値。

注 早良区西新については、夏季(8月)の測定時に測定局が建て替え工事中であったため、冬季(1月)のみの結果である。なお、夏季については近隣の福岡市保健環境研究所(中央区地行浜)で実施し、0.0089 pg-TEQ/m³であった。

2 公共用水域水質（市内の主要 14 河川及び博多湾）（環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下）

ア 河川

（単位：pg-TEQ/L）

浜田橋 (唐原川)	名島橋 (多々良川)	休也橋 (須恵川)	塔の本橋 (宇美川)	千鳥橋 (御笠川)	那の津大橋 (那珂川)	旧今川橋 (樋井川)
0.15	0.16	0.22	0.22	0.10	0.18	0.16

飛石橋 (金屑川)	室見橋 (室見川)	興徳寺橋 (名柄川)	壱岐橋 (十郎川)	上鯰川橋 (七寺川)	玄洋橋 (江の口川)	昭代橋 (瑞梅寺川)
0.14	0.12	0.14	0.11	0.094	0.21	0.23

イ 博多湾

（単位：pg-TEQ/L）

東部海域 (E-2)	中部海域 (C-4)	西部海域 (W-3)
0.072	0.073	0.068

※年 2 回測定 of 平均値。

3 公共用水域底質（市内の主要 14 河川及び博多湾）（環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下）

ア 河川

（単位：pg-TEQ/L）

浜田橋 (唐原川)	名島橋 (多々良川)	休也橋 (須恵川)	塔の本橋 (宇美川)	千鳥橋 (御笠川)	那の津大橋 (那珂川)	旧今川橋 (樋井川)
1.1	3.2	2.2	1.2	5.5	3.7	0.35

飛石橋 (金屑川)	室見橋 (室見川)	興徳寺橋 (名柄川)	壱岐橋 (十郎川)	上鯰川橋 (七寺川)	玄洋橋 (江の口川)	昭代橋 (瑞梅寺川)
0.21	0.53	0.25	1.2	0.12	0.59	5.9

イ 博多湾

（単位：pg-TEQ/L）

東部海域 (E-2)	中部海域 (C-4)	西部海域 (W-3)
5.6	5.0	0.23

4 地下水（市内 7 地点）（環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下）

（単位：pg-TEQ/L）

東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
0.065	0.065	0.070	0.070	0.073	0.067	0.076

5 土壌（市内 7 地点）（環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下）

（単位：pg-TEQ/g）

東区 香住ヶ丘	博多区 金の隈	中央区 白金	南区 向野	城南区 長尾	早良区 東入部	西区 女原
0.025	0.049	0.0095	1.1	0.0015	0.46	0.025

■ 福岡市の事業場におけるダイオキシン類測定結果

福岡市が管理するもしくは福岡市内に設置された清掃工場・埋立場、下水道終末処理施設で測定したダイオキシン類について、その結果をとりまとめました。全ての項目で基準を下回っていました。

1 測定を行った施設

調査施設	事業場数
清掃工場（排ガス・ばいじん等）	5
埋立汚水処理場（処理水）	2
埋立場（周縁地下水）	3
下水道終末処理施設（排ガス・ばいじん等・排出水）	3
計	13

2 測定結果

2-1 清掃工場（測定値のとりまとめは工場整備課が実施）

(1) 清掃工場排ガス（排出基準値：炉ごとに異なる）

（単位：ng-TEQ/m³N）

	東部工場			西部工場		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	0	0.00000045	0.0000029	0.0038	0.0021	0.0000024
排出基準値	0.1 以下			1 以下		

	南部工場		臨海工場			玄界島 焼却場
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
	0.0000029	0.0038	0.023	0.012	0.082	0.11
排出基準値	1 以下		1 以下			10 以下

(2) 清掃工場ばいじん（処理基準値：3 ng-TEQ/g 以下）

（単位：ng-TEQ/g）

東部工場	西部工場		
1～3号炉共通	1号炉	2号炉	3号炉
0	0.48	0.30	0.44

南部工場		臨海工場			玄界島 焼却場
1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
0.86	0.91	0.33	0.48	0.40	0.15

(3) 清掃工場焼却灰 (処理基準値 : 3 ng-TEQ/g 以下)

(単位 : ng-TEQ/g)

東部工場			西部工場		
1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
0	0.000050	0.0030	0.021	0.0076	0.0092

南部工場		臨海工場			玄界島 焼却場
1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
0.15	0.012	0.0080	0.013	0.022	0.014

(4) 清掃工場汚泥 (処理基準値 : 3 ng-TEQ/g 以下)

(単位 : ng-TEQ/g)

東部工場	西部工場		南部工場		臨海工場	
洗煙系+プラント系	洗煙系	プラント系	洗煙系	プラント系	洗煙系	プラント系
0.0010	0.40	0.000093	0.52	0.37	0.11	0.11

(5) 清掃工場放流水 (排出基準値 : 10 pg-TEQ/L 以下)

(単位 : pg-TEQ/L)

東部工場	西部工場	南部工場	臨海工場
0	0.18	0.0022	0.43

2-2 埋立場関係 (測定値のとりまとめは施設課が実施)

(1) 埋立汚水処理場処理水 (維持管理基準値 : 10 pg-TEQ/L 以下)

(単位 : pg-TEQ/L)

東部汚水処理場	西部汚水処理場
0.23	0.070

【備考】

1 単位

ng (ナノグラム) : 10 億分の 1 グラム

pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性を換算した合計量

m³N (立方メートルノルマル) : 気体の 0℃, 1 気圧における体積

2 排出基準

(1) 清掃工場の排ガス中ダイオキシン類の大気排出基準

焼却能力 (時間当たり)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)		施 設	
	新設施設	既設施設	新 設	既 設
4t以上	0.1 以下	1 以下	東部	西部, 南部, 臨海
2t以上4t未満	1 以下	5 以下		
0.05t以上2t未満	5 以下	10 以下		玄界島

(2) ばいじん・焼却灰・汚泥のダイオキシン類の処理基準

基準値 (ng-TEQ/g)		施 設	
新設施設	既設施設	新 設	既 設
3 以下	3 以下 以下の方法により処理を行う場合は適用しない ・セメント固化 ・薬剤処理 ・酸による処理	清掃工場 (東部)	清掃工場 (西部, 南部, 臨海) 玄界島焼却場 下水道終末処理施設 (東部, 西部, 御笠川)

※清掃工場では、いずれの施設においてもばいじんについてはセメント固化または薬剤処理を行っています。

※東部工場は (株) 福岡クリーンエナジー、御笠川浄化センターは (特財) 福岡県下水道公社により管理されています。

(3) 清掃工場, 下水道終末処理施設の水質排出基準及び埋立場処理水の維持管理基準

基準値 (pg-TEQ/L)	施 設
10 以下	清掃工場 (東部, 西部, 南部, 臨海) 下水道終末処理施設 (東部, 西部, 御笠川)
10 以下	埋立場処理水 (東部汚水, 西部汚水)